明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるシリアのアル・アサド大統領及びその関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務二三八）　一

告示

○外務省告示第二百三十八号

シリア・アラブ共和国をめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるシリアのアル・アサド大統領及びその関係者等を指定する件（平成二十三年九月外務省告示第三百十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月六日

外務大臣　玄葉光一郎

別表「個人」に次のように加える。

21　ラージハ・ダーウード
Rajiha Dawood
シリア・アラブ共和国国防相
Minister of Defense, Syrian Arab Republic
生年月日：1947年

22　シャーリーシュ・ズールヒンマ
Shalish Dhu Al-Himma
大統領警護長
Head of Presidential Security
生年月日：1946年から1956年

23　アダノブ・ムニール
Adanov Munir
シリア軍副参謀長
Deputy Chief of General Staff of the Syrian Army
生年月日：1951年